

鳥取県賃貸住宅供給促進計画（法施行時版第1回変更）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項に基づき、平成30年3月15日付けで定めた鳥取県賃貸住宅供給促進計画を、同条第10項に基づき、下線部分を変更前から変更後に改める（平成31年3月27日変更）。

I 鳥取県内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

1. 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条に規定されている者及び施行規則第3条に規定されている者のほか、国の基本方針に示されている対象者を追加する。

| | |
|------|---|
| 法 | ①低額所得者（政令月収15.8万円以下）②被災者（発災後3年以内）③高齢者④障がい者⑤子ども（高校生相当以下）を養育している者 |
| 施行規則 | ⑥外国人⑦中国残留邦人⑧児童虐待を受けた者⑨ハンセン病療養所入所者⑩DV被害者⑪北朝鮮拉致被害者⑫犯罪被害者⑬生活困窮者⑭更生保護対象者⑮東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者 |
| 県追加 | ⑯海外からの引揚者 ⑰原子爆弾被爆者 ⑱戦傷病者 ⑲児童養護施設退所者 ⑳LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー） ㉑起訴猶予者 ㉒執行猶予者 ㉓罰金・科料を受けた者 |

2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法第17条第1項の規定に基づく鳥取県住生活基本計画（以下「住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第10条第5項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

II 目標を達成するために必要な事項

1. 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住生活基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① 居住支援協議会活動による入居支援

ア 相談員による支援

鳥取県居住支援協議会の事務局（宅建協会）に相談対応を行う「あんしん賃貸相談員」を東中部エ

リアで1名、西部エリアで1名、配置し、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居できるよう支援する。

イ 各専門部会による調査、協議・検討

県・市町村、不動産関係団体及び居住支援団体より構成する居住支援協議会にて、諸々の課題の解決に向けた協議検討を行う。

ウ 情報提供等に関する事業

住宅確保要配慮者のための相談を行う者など関係者へ情報提供を行う。

3. 登録住宅の規模、設備基準については、次のとおりとする。

① 登録住宅(共同居住型住宅以外)の規模に関する基準について

(変更前) 施行規則第11条に規定されているとおり、「25㎡」とする。

(変更後) 平成18年4月以降に着工された物件については、施行規則第11条に規定されている「25㎡」とする。平成18年3月以前に着工された物件については同条に規定されている「25㎡」を、「18㎡」に緩和する。

② 共同居住型住宅の登録住宅の規模に関する基準について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条及び第12条第1号の国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号）に規定されているとおり、第2条第1号「15A+10㎡」、同条第2号の「9㎡」とする。※Aは人数

③ 登録住宅(共同居住型住宅以外)の設備に関する基準について

施行規則第12条第1号の規定に基づき、各戸が備えることとされている設備については、共用部分に共同して利用するため適切なこれらの設備を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各戸がこれらを備えたものであることを要しないこととする。

4. 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

宅地建物取引士法定講習会にて、県人権施策推進部門から宅地建物取引士に対し、人権意識の啓発を引き続き行う。

登録住宅を含む賃貸住宅について、適正な維持管理や計画的な維持修繕が実施されるよう、賃貸人等の啓発を図る。

居住支援協議会主催による居住支援セミナーの開催等、賃貸住宅管理者団体と連携し、賃貸人に対する啓発を行う。

Ⅲ 計画期間

平成30年4月1日から平成37年度までとする。 ※住生活基本計画と整合を図る